

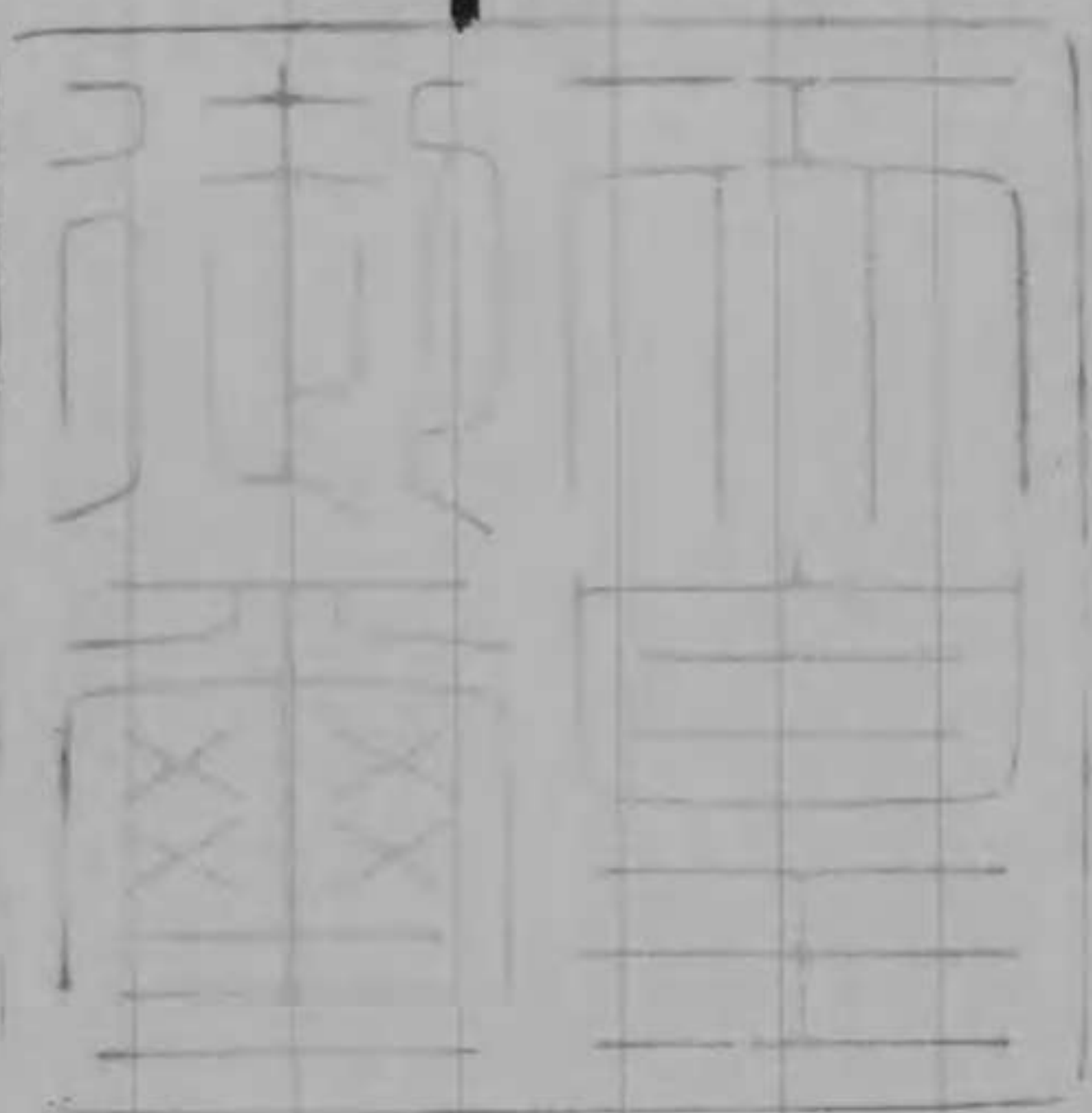
六〇 政令第六〇号 一、人口動態調査令の一部を改正する政令

三月二十八日

内

農林省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

裕仁



昭和三十八年一月十八日

内閣総理大臣

池田 勇 閣

政令第一号

農林省組織令の一部を改正する政令兼

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七條第六項及び第二十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。農林省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第三章 農地局（第三十一條―第四十五條）」を「第三章 農地局（第三十一條―第四十一條）」に、「第五章 畜産局（第五十六條―第六十一條）」を「第五章 畜産局（第五十五條―第六十一條）」に、「第六章 蚕糸局（第六十二條―第六十七條）」を「第六章の二 蚕糸局（第六十一條―第六十七條）」に改める。

第四条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

第十一条第一項を次のように改める。
農林経済局に、統計調査部に置くもののほか、次の八課を置く。

- 一 総務課
- 二 金融課
- 三 企業課
- 四 肥料課
- 五 消費経済課
- 六 国際経済課
- 七 国際協力課
- 八 農産保険課

第十一条第二項を削り、同条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項を同条第二項とする。
第十二条（見出しを含む。）中「農政課」を「総務課」に、「左の

」を「次の」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 農林経済局の所掌事務に関する調整を行なうこと。

第十二条第二号から第四号までを削り、同条第五号中「前各号に掲げるものの外、」を「人事、会計その他」に改め、同号を同条第二号とする。

第十三条及び第十四条を削る。

第十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 農林畜水産業に関する金融制度の企画を行なうこと。

二 資金についての調整を行なうこと。

第十五条第三号中「農林中央金庫」の下に「、農産信用基金協会」を加え、「（農産信用基金協会を含む。）」を削り、同条第六号を次のように改める。

六 天災により被害を受けた農林漁業者等に対し貸し付けられる資

金につき地方公共団体が利子補給及び損失補償を行なうのに要する経費につき助成を行なうこと。

第十五条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(企業課)

第十四条 企業課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 農林省の所掌に係る事業を営む中小企業者の育成及び発展に関すること。
- 二 農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。
- 三 農林省の所掌に係る商工業に関する団体の指導監督を行なうこと。
- 四 商品取引所の指導監督を行なうこと。(農産局の所掌に属することを除く。)
- 五 農村工業及び副業の指導助成を行なうこと。
- 六 農林省の所掌に係る事業を営む企業者の資金に関すること。

第十六条を削る。

第十七条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 肥料検査所に関すること。(畜産局の所掌に属することを除く。)

第十七条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(消費経済課)

第十六条 消費経済課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 農林畜水産物の消費の増進及び改善に関する事務を統括すること。
- 二 中央卸売市場に関すること。
- 三 日本農林規格の制定その他農林物産規格法(昭和二十五年法律第七十五号)の施行に関すること。
- 四 農林畜水産物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

五 輸出品検査所に関する事。

六 農林物資規格調査会及び中央卸売市場審議会に関する事。

(国際経済課)

第十七条 国際経済課においては、次の事務をつかさどる。

一 農林畜水産物の輸出入に関する連絡調整を行なう事。

二 農林省の所掌事務に係る外国為替予算案に関する連絡調整を行なう事。

三 農林省の所掌事務に係る物資についての関税に関する事務のうち農林省の所掌に係るものを総括すること。

第十八条中「左の」を「次の」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 前号の共済及び保険に関する団体の指導監督及び助成を行なう事。

第十九条を削り、第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一

条を加える。

(国際協力課)

第十八条 国際協力課においては、次の事務をつかさどる。

一 農林省の所掌事務に係る国際技術協力に関する事務を総括すること。

二 農林省の所管行政についての海外との連絡に関する事。

三 前二号に掲げるもののほか、農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。

第二十条から第二十二条までを次のように改める。

第二十条から第二十二条まで 削除

第二十三条及び第二十五条から第二十八条までの規定中「左の」を「次の」に改める。

第四章を削り、第三章中第四十五条を削り、第四十四条を第五十条とし、第三十八条から第四十三条までを十条ずつ繰り下げ、第三十

老^レ条を削り、第三十六条を第四十七条とし、第三十一条から第三十五条までを十一条ずつ繰り下げ、同章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 農政局

(農政局の分課)

第三十一条 農政局に、普及部に置くもののほか、次の八課を置く。

- 一 農政課
- 二 構造改善事業課
- 三 農産協同組合課
- 四 組合検査課
- 五 農産課
- 六 農機機械課
- 七 植物防疫課
- 八 拓植課

2 普及部に次の二課を置く。

- 一 普及教育課
- 二 生活改善課

(農政課)

第三十二条 農政課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 農産経営の改善に関する企画その他農産行政に関する企画を行なうこと。
- 二 農産経営の改善に関する施策の調整を行なうこと。
- 三 農産就業構造の改善に関すること。
- 四 農業者に関する租税、公課その他の負担に関する連絡調整を行なうこと。

- 五 農産構造の改善に関する施策につき調整を行なうこと。
- 六 農産構造の改善に関する調査を行なうこと。
- 七 農産委員会、都道府県農産会議及び全国農産会議所に関すること。

と。

八 前各号に掲げるもののほか、農政庁の所掌事務で他の所掌に異ならないものに関する事。

(構造改善事業課)

第三十三条 構造改善事業課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 農業構造改善事業に関する指導及び助成を行なうこと。
 - 二 農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施についての指導及び助成に関する事。
 - 三 積雪寒冷地帯、急傾斜地帯、特殊土じょう地帯、灌田単作地域、海岸砂地帯及び畑地地域の振興等に関する対策についての連絡調整を行なうこと。
 - 四 農山漁村における電気導入に関する事。
 - 五 農山漁村振興対策中央審議会に関する事。
- (農業協同組合課)

第三十四条 農業協同組合課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 農業協同組合(農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会を含む。次条において同じ。)の指導監督及び助成を行なうこと。
- 二 農林漁業団体職員共済組合の指導監督及び助成を行なうこと。
- 三 農業倉庫に関する事。

(組合検査課)

第三十五条 組合検査課においては、農業協同組合の検査に関する事務をつかさどる。

(農産課)

第三十六条 農産課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 農業生産計画に関する事。
- 二 農作物の作付体系の合理化に関する事。
- 三 米穀、麦類その他の穀類(豆類を除く。)及びその生産に伴う

副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
（食糧庁の所掌に属することを除く。）

四 稲、麦類その他の穀類（豆類を除く。）の種子及び緑肥の種子の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

五 農業専用物品（肥料、農機具及び農薬を除く。次号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

六 第三号に規定する農産物及び農業専用物品の検査に關すること。
（農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）による検査に關することを除く。）

七 緑肥、たい肥等の生産に關すること。

八 農作物の災害（病虫害を除く。）の防除に關すること。（調査局の所掌に属することを除く。）

九 耕土培養及び低位生産地調査に關すること。

十 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）に基づいて

、都道府県が行なり資金の貸付けにつき助成を行なりこと。

（農業機械課）

第三十七条 農業機械課においては、次の事務をつかさどる。

一 農業の機械化及び電化を図ること。

二 農機具の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

三 農機具の検査に關すること。

四 農業機械化研修施設に關すること。

五 農業機械化研究所の指導監督を行なりこと。

六 農業機械化審議会に關すること。

（植物防疫課）

第三十八条 植物防疫課においては、次の事務をつかさどる。

一 病虫害の発生予防に關すること。

二 病虫害の防除に關すること。

三 輸出入植物の檢疫を行なうこと。

四 農産物の取締りを行ない、その他農産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

五 植物防疫所及び農産物検査所に関すること。

(拓植課)

第三十九条 拓植課においては、次の事務をつかさどる。

一 農業者の海外移住に関し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行なうこと。

二 農村青壮年の海外派遣に関すること。

(普及教育課)

第四十条 普及教育課においては、次の事務をつかさどる。

一 農産(畜産)業を含み、蚕糸業を除く。以下この条において同じ。及び農山漁家の生活に関する普及事業についての制度の企画を行なうこと。

二 農産に関する普及事業の組織の整備に関すること。

三 農産に関する技術の普及を図り、並びにその実施の状況及び成果を調査すること。

四 農産に関する知識の普及交換に関する資料を収集し、整理し、及び刊行すること。

五 農民教育に関する企画及び調査を行なうこと。

六 農産に関する普及関係職員の資格試験、養成及び資質の向上に関すること。

七 農産伝習施設及び農産講習所に関すること。

八 農村青少年の農産及び生活の改善に関する知識及び技術の向上を図ること。

九 農産簿記、営農改善設計その他農産経営の改善に資するもの普及を図ること。

十 農産に関する品評会、共進会等に関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、普及部の所掌事務で生活改善課の所掌に属しないものに関する事。

(生活改善課)

第四十一条 生活改善課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 農山漁家の生活に関する普及事業の組織の整備に関する事。
 - 二 農山漁家の生活に関する技術の普及を図り、並びにその実施の状況及び成果を調査すること。
 - 三 農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関する資料を収集し、整理し、及び刊行すること。
 - 四 農山漁家の生活に関する普及関係職員の資格試験、養成及び資質の向上に関する事。
- 第五章中第五十六条を第五十五条とし、第五十七条及び第五十八条を一条ずつ繰り上げ、第五十八条の二を第五十八条とする。
- 第六十条第三号を次のように改める。

三 肥料検査所に関する事。(農林経済局の所掌に属することを除く。)

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 園芸局

(園芸局の分課)

第七十一条の二 園芸局に次の四課を置く。

一 総務課

二 経済課

三 園芸課

四 特産課

(総務課)

第七十一条の三 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 園芸局の所掌行政に関する企画を行なう事。
- 二 園芸局の所掌事務に関する調整を行なう事。

三 國産農産物等（農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）第十二条の二第一号に規定する國産農産物等をいう。）の生産及び流通につき、これらに関する団体を指導監督すること。

四 前各号に掲げるもののほか、國産農産物の所管事務で他の所管に属しないものに関する事。

（経済課）

第七十一条の四 経済課においては、次の事務をつかさどる。

一 果実、野菜その他の國産農産物の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

二 果実、野菜その他の國産農産物の需要及び供給に関する調査を行なうこと。

三 國産農産物の所管事務に係る金融及び税制に関する事。

（國産課）

第七十一条の五 國産課においては、次の事務をつかさどる。

一 果実、野菜その他の國産農産物の生産の増進、改善及び調整を図ること。

二 果樹、野菜その他の國産農産物の種子及び種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

三 果樹、野菜その他の國産農産物の災害（病虫害を除く。）の防除に関する事。

四 果実、野菜その他の國産農産物の検査に関する事。

五 農産種苗の検査及び登録に関する事。

六 果樹農産振興審議会及び農産資材審議会に関する事。

（特産課）

第七十一条の六 特産課においては、次の事務をつかさどる。

一 工業農産物、いも類及び豆類（以下この条において「工業農産物等」という。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

- 二 工芸農産物等の需要及び供給に関する調査を行なうこと。
 - 三 工芸農産物、いも類及び豆類（次号において「工芸農産物等」という。）の種子及び種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
 - 四 工芸農産物等の災害（害虫害を除く。）の防除に関すること。
 - 五 工芸農産物等の検査に関すること。（農産物検査法による検査に関するものを除く。）
 - 六 馬鈴し上原原産農場及び茶原産農場に関すること。
- 第七十六条第一号中「（昭和二十六年法律第四百四十四号）」を削る。
- 第八十九条第一項中「七課」を「四課」に改め、第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 職員部に左の三課を置く。

- 一 福利厚生課
 - 二 職員課
 - 三 労務課
- 第九十二条の次に次の一条を加える。

（林産課）

- 第九十二条の二 林産課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
 - 二 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の検査に関すること。
- 第九十五条を削り、第九十四条の二を第九十五条とする。
- 第一百五条第四項中「三課」を「二課」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「四課」を「三課」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号す。

つ繰り上げ、同項を同条第三項とし、同条第一項中「五課」を「六課」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 企画課

第百五条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 水産課

第百五条中第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

長官官房に総務課を置く。

第百六条及び第百七条を次のように改める。

(総務課)

第百六条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職員の種類、任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。

二 長官の官印及び庁印を管守すること。

三 職員給与に関すること。

四 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

五 職員の教養及び訓練に関すること。

六 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

七 庁内の取締りを行なうこと。

八 水産庁の所掌事務に關し取りまとめを行なうこと。

九 海外漁業協力に關する事務の連絡調整を行なうこと。

十 漁業調整事務局及び漁業調整事務所に關すること。

十一 水産大学校に關すること。

十二 中央漁業調整審議会に關すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、水産庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(企圖課)

第百七条 企圖課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 水産行政に関する企圖を行なうこと。
 - 二 水産行政に関する調整を行なうこと。
 - 三 水産業に関する税制に関すること。
 - 四 漁業労働に関すること。
 - 五 水産に関する経済的社会的諸問題の調査研究に関すること。
 - 六 水産に関する資料の収集及び保管に関すること。
- 第百九条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とする。
- 第百十条第一号中「許可を行^ハくこと。(海洋第一課及び海洋第二課の所掌に属することを除く。）」を「漁業(遠洋漁業を除く。）」の許可を行^ハうこと。」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 漁業生産調整組合に関すること。

第百十一条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「及び真珠研究所」を削り、同条中同号を第五号とし、第二号及び第三号を一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 沿岸漁業構造改善事業に関し指導及び助成を行なうこと。

第百十三条を削り、第百十二条を第百十三条とし、第百十一条の次に次の一号を加える。

(水産課)

第百十二条 水産課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 水産物の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 二 魚価安定基金に関すること。
- 三 輸出水産物の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百五十四号)に基づき指定機関の指導監督を行なうこと。
- 四 氷の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること並び

に冷凍及び冷蔵に関すること。

五 水産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

六 水産物及び水産業専用物品の検査に関すること。

七 水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材に関すること。(他省の所掌に属することを除く。)

八 輸出水産業振興審議会に関すること。

第百十四条第二号中「指導監督を行うこと。」の下に「(他課の所掌に属することを除く。)」を加える。

第百十五条第一号を次のように改める。

一 遠洋漁業であつて、疵びき網、はえなわ又はさし網を使用して行なうもの(かに、さけ又はますをとることを目的とするものを除く。)及びかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするものの許可及び指導監督を行なうこと。

第百十八条第四号中「及び改良」を「、改良及び災害復旧」に改める。

第百十九条を次のように改める。

第百十九条 削除

第百二十条第一号中「研究の企画及び取りまとめ」を「自然科学的の試験及び調査研究(漁船に関するものを除く。)」並びにこれらに関する資料の取りまとめ」に改め、同条第三号中「水産研究所」の下に「及び高殊研究所」を加える。

第百二十一条第一号中「科学技術の普及」を「技術の普及交換」に改める。

第百二十三条第一号中「、農地局及び振興局」を「及び農地局」に改め、「各一人」の下に「、農政局に参事官三人」を加え、同条第二号中「農地局、振興局」を「農政局、農地局」に改める。

第百二十四条第一号の表を次のように改める。

内 部 部 局		定	数
大臣官房			八人
農林経済局			三人
農政局			一人
農地局			四人
畜産局			二人
食糧庁総務部			一人
食糧庁業務第一部			一人
林野庁業務部			一人
水産庁漁政部			二人
水産庁調査研究部			一人

附 則

この政令は、農林省設置法の一部を改正する法律（昭和三十八年

- 1 法律第一号の施行の日（昭和三十八年一月二十日）から施行する。
- 2 農産資材審議会令（昭和二十五年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。
第七条中「農林省振興局」を「農林省農政局」に改め、「農林省養蚕局」の下に「及び園芸局」を加える。
- 3 積雪寒冷単作地帯振興対策審議会令（昭和二十六年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。
第一条中「農林省振興局」を「農林省農政局」に改める。
急傾斜地帯農産振興臨時措置法施行令（昭和二十七年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。
- 4 第四条中「農林省振興局」を「農林省農政局」に改める。
湿田単作地帯農産改良促進対策審議会令（昭和二十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

- 6 第三条中「農林省振興局」を「農林省農政局」に改める。
海岸砂地帯農林振興対策審議会令（昭和二十八年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。
- 7 第三条中「農林省振興局」を「農林省農政局」に改める。
農林漁業組合連合会整備促進法施行令（昭和二十八年政令第二百六十九号）の一部を次のように改正する。
- 8 第五条中「農林省農林経済局」を「農林省農政局」に改める。
畑地農業改良促進法施行令（昭和二十八年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。
- 9 第四条中「農林省振興局」を「農林省農政局」に改める。
農業機械化審議会令（昭和二十八年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。
- 10 第七条中「農林省振興局」を「農林省農政局」に改める。
農山漁村振興対策中央審議会令（昭和三十一年政令第二百五号）

- 11 の一部を次のように改正する。
第六条中「農林省振興局」を「農林省農政局」に改める。
果樹農産振興特別措置法施行令（昭和三十六年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。
- 12 第三条第三項中「農林省振興局」を「農林省園芸局」に改める。
漁業制度調査会令（昭和三十三年政令第四百十四号）は、廃止する。

農林大臣
重政 徳久
内閣総理大臣
池田 勇人

内閣總理大臣 池田勇吉
法務大臣 中野正男
外務大臣 大平正芳
大蔵大臣 田中栄一

内閣總理大臣 池田勇吉
法務大臣 中野正男
外務大臣 大平正芳
大蔵大臣 田中栄一

内閣

大藏大臣

田中義典

長務大臣

大平正房

総務大臣

中野実

内閣総理大臣

西園寺公望

文部大臣

荒木高寿

厚生大臣

西村英一

農林大臣

重光葵

通商産業大臣

福田一

内閣

陸軍大臣

海軍大臣

文部大臣

逓信大臣

農林大臣

學務大臣

文部大臣

逓信大臣

逓信大臣

農林大臣

農林大臣

運輸大臣

佳郎健市

郵政大臣

小坂久太郎

労働大臣

大橋武久

建設大臣

河野一郎

内閣

鑒請大臣

所部一

榮國大臣

大國

陸海大臣

小部

警備大臣

警備部

自治大臣

竹條田弘作

内

閣